

現代朝鮮語の連体形語尾 ‘Ⅱ-ㄷ’ 小考

高地朋成

湖南大学校人文社会大学日本語学科

1. はじめに

本稿は現代朝鮮語における連体形語尾の体系の解明を目的とした研究の一部である。本稿は現代朝鮮語の連体形語尾のうち ‘Ⅱ-ㄷ’¹⁾を扱っており、これまでの考察結果を述べる中間報告である。

2. 研究目的

菅野裕臣他(1991:1040)では現代朝鮮語における法(mode)²⁾として以下の6つが設定されている。

【表1】菅野裕臣他(1991:1040)による6つの法

- 直説法…話の内容が現実と一致している事を指示する。
- 目撃法…現実に関する話し手や聞き手の経験を表す。
- 推量法…現実に関する話し手や聞き手の推量を表す。
- 意志法…話し手や聞き手の意志を表す。
- 命令法…聞き手に対する命令を表す。
- 勧誘法…聞き手に対する勧誘を表す。

菅野裕臣他(1991:1040)では現代朝鮮語における法の下位分類は終止形語尾³⁾に限られて言及されている。このような菅野裕臣他(1991:1040)による現代朝鮮語における法の下位分類について2つの疑問がある。1つは終止形語尾 ‘Ⅰ-거든(요)’ および ‘Ⅰ-지(요)’ が上記の法のいずれにも属さないということ、そしてもう1つは、現代朝鮮語における法は、果たして、終止形語尾のみに当てはまる文法範疇(grammatical categories)であるのかということである。勿論、終止形語尾に焦点を当て考察し、各終止形語尾が法としてどのような意味を持つのかにしたがって分類を試みることは重要である。しかしながら重要なのは終止形語尾だけではない。例えば仏語の接続法(subjonctif)は基本的に従属節に現れる。

(1) Je crains qu'il n'arrive encore an retard.

(倉田清(1995:124))

私は彼がまた遅れるのではないかと心配です。

勿論, 言語ごとに文法体系(grammatical system)は異なるのであるが, 上で示した仏語における接続法の例を考慮すれば, 法が主節の文末形式によってのみ表されるということに疑問が生じる. 連体形語尾 ‘II-ㄷ’ について考察を試みる本稿は上で述べた2つの疑問のうち後者に焦点を当てるものである.

また現代朝鮮語には補助的な単語を含む2単語以上からなる文法的な形, すなわち分析的な形(analytic forms)⁴⁾と呼ばれるものが存在する(例: ‘I-고 있다’). 分析的な形には ‘II-ㄷ 것이다’ のように連体形語尾が含まれる形式もある. このように連体形語尾が含まれた分析的な形は, 現代朝鮮語に数多く存在し, それらが表す意味や位置付けは今後解明されなければならない課題であると言える. ‘II-ㄷ’ について考察する本稿の目的は ‘II-ㄷ’ が含まれた分析的な形という複雑な次元から一旦, ‘II-ㄷ’ それ自体というより単純な次元に焦点を移し分析を試み, 今後, 他の連体形語尾を考察するための, また連体形語尾が含まれた分析的な形に対する考察の土台を作ることである.

3. 法(mode)とモダリティ(modality)

法(mode)とモダリティ(modality)の定義についてはこれまで研究者の見解が一致しておらず, 研究者ごとに見解があるといっても過言ではない. よってここでは法とモダリティについての見解を概説することにする.

3.1. R. ヤーコブソンによる法の定義

法の定義としてよく「事態, 或いは事件の内容に対する話し手の心理的, または精神的態度」というものがある(例: 민현식(1990:20), 배진영(2001:147)等). しかしながらこのような定義は曖昧であり, 法という形態論的カテゴリーを話し手の気持ちだとか態度であると誤解してしまう.

これとは異なり, より具体的に法を規定した定義としてR. ヤーコブソン(1973)によるものがある. R. ヤーコブソン(1973:154-156)では動詞範疇を分類するため, まず2種類の基礎的な区別が設定されている. 1つは発言それ自体(s)と語られる内容(n)であり, もう1つは事象それ自体(E)とその事象の参加者(P)(すなわち動作主(agent)/被動作主(patient))という区別である. R. ヤーコブソン(1973:154-156)によれば, これら2種類の区別を用いて4つの項目が区別される: (イ)語られる事象(En), (ロ)発言事象(Es), (ハ)語られる事象の参加者(Pn), (ニ)発言事象の参加者, すなわちメッセージの発信者(addresser)および受信者(addressee)(Ps). これを表にして示すと以下のようなになる:

【表2】 R. ヤーコブソン(1973:154-156)による動詞範疇の区別のための基礎的な区別

	語られる内容(n)	発言それ自体(s)
事象それ自体(E)	語られる事象(En)	発言事象(Es)
事象の参加者(P)	語られる事象の参加者(Pn)	発言事象の参加者(Ps)

【表2】における4つの項目を基にR. ヤーコブソン(1973:156)では法が以下のように定義されている：

「法とは語られる事象(En)とその語られる事象の参加者(Pn)のあいだにある関係を発言事象の参加者(Ps)に關説させて特徴付けるものである。」

このR. ヤーコブソン(1973)による法の定義をより理解し易く言い換えるとすれば、「叙述内容(すなわち述語によって表される動作, 或いは状態)とその叙述内容の参加者(すなわち動作主および被動作主)とのあいだに存在する関係を話し手および聞き手に関連させて特徴付ける形態論的な範疇」となるであろう。本稿ではこれを法の定義とする。

3.2. 法とモダリティの関係

法とモダリティという術語はよく混同されがちである。尾上圭介(2001:445)でも述べられているように、両者は性格の異なるものであり、厳密に区別されなければならない。菅野裕臣(2001:4)および고영근(1986:387)によれば法とモダリティの関係は時制(tense)と時間性(temporality), アスペクト(aspect)とアスペクチュアリティ(aspectuality)の関係と同様である。したがって法は時制やアスペクトと同様に形態論的なカテゴリーに属し、モダリティは時間性やアスペクチュアリティと同様に機能=意味論的なカテゴリー(functional-semantic categories)に属すると言える。

またモダリティという術語とモーダルな意味(modal meaning)という術語も明確に区別されなければならない。各言語形式が表す法的な価値はモーダルな意味と呼ばれ、このモーダルな意味が機能=意味論的なカテゴリーの1つであるモダリティに統合される。モダリティを法や時制そしてアスペクトを包括する大きな範疇として捉える見解もある(野間秀樹(1988:67)等)。しかし本稿はそのような見解に対して批判的な立場をとる。本稿が示す見解は次のとおりである。モダリティは法やそれ以外の手段、例えば様態副詞, 名詞, そして動詞等の語彙的な手段によって表され得るものであり、モーダルな意味が統合される機能=意味論的な

カテゴリーの1つである。したがって、時制、時間副詞等によって表されるテンポラルな意味(temporal meaning)およびアスペクト、アクティオンサルト(Aktionsart)等によって表されるアスペクチュアルな意味(aspectual meaning)は決してモダリティに統合され得ない。テンポラルな意味は時間性に、アスペクチュアルな意味はアスペクチュアリティにそれぞれ統合されるのである。また、モダリティの中に時間性やアスペクチュアリティが属するものでもない。

3.3. モダリティの下位分類

モダリティの理論的な分類を試みた先行研究としては、F. R. Palmer (2001), 山田小枝(1990), J. L. Bybee(1985)等がある。

F. R. Palmer(2001:7-10)では、モダリティはまず大きく2つに分けられる。1つはプロポジショナルモダリティ(propositional modality)であり、これは命題(proposition)に関する真理値、或いは事実上の状態についての話し手の捉え方に関するものである。もう1つはイベントモダリティ(event modality)であり、これは現実化されていない潜在的な出来事(event)に関わるものである。また、プロポジショナルモダリティは、認識的モダリティ(epistemic modality)と証言的モダリティ(evidential modality)の2つに下位分類され、イベントモダリティは拘束的モダリティ(deontic modality)と動的モダリティ(dynamic modality)の2つに下位分類される。プロポジショナルモダリティに属する認識的モダリティは陳述に対する事実上の状態に関する話し手の判断(judgment)に関係しており、また証言的モダリティは陳述に対する事実上の状態に関して話し手が持つ証拠(evidence)を示すことに関連する。イベントモダリティに属する拘束的モダリティは、現実化されていない潜在的な出来事が現実化されるための要因が、主語(subject)として表される人物にとって外的なもの、すなわち義務(obligation)や許可(permission)に関連し、動的モダリティは、現実化されていない潜在的な出来事が、現実化されるための要因が主語として示される人物にとって内的なもの、すなわち能力(ability)や好んで行うこと(willingness)に関連する。

山田小枝(1990:41-42)では、モダリティの下位分類についての別の見解が示されている。モダリティを話し手志向モダリティ(speaker-oriented modality)と主語志向モダリティ(subject-oriented modality)の2つに分類するというものである。前者は陳述に対する話し手の判断や推測(surmise)を表し、後者は文の主語が持つ能力、或いは主語以外の意志(volition)に基づいて主語が行動すること等を表すものである。例えば、以下の英語の用例(2)で表されるモーダルな意味は話し手志向モダリティに統合され、用例(3)で表されるモーダルな意味は主語志向モダリテ

ィに統合される.

- (2) Monsieur Doyle's presence might be helpful. (山田小枝(1990:41))

ドイル氏の存在も役に立つかも知れません.

- (3) We must work with great care. (山田小枝(1990:41))
我々は十分に注意しつつ働かなければならない.

またJ. L. Bybee(1985:166-169)ではモダリティの下位分類として認識的モダリティは認めるものの, 拘束的モダリティは認めておらず, その代わりに動作主志向モダリティ(agent-oriented modality)というものを設定している. J. L. Bybee(1985:166-169)による定義では, 認識的モダリティは陳述の真理性についての話し手の信念の程度を表すものであり, 確実性(certainty)から蓋然性(probability), 可能性(possibility)に至るまでの範囲を含むものである. 一方, 動作主志向モダリティは義務, 許可, 欲求(desire), 意図(intention)等の様に動作主に関する状態を表示するものである.

上述の三者によるモダリティの下位分類を基にして, 本稿ではモダリティの下位分類を以下のように設定することにする:

【表3】モダリティの下位分類

モダリティ	話し手志向モダリティ	認識的モダリティ	※より主観的な性格
		証言的モダリティ	
	動作主志向モダリティ	拘束的モダリティ	※より客観的な性格
		動的モダリティ	

まず基盤となるのはF. R. Palmer(2001:7-10)による分類である. このうち認識的モダリティおよび証言的モダリティは, いずれも話し手による判断や事態の捉え方, 証拠の提示等に関わるものであり, これらは山田小枝(1990:41-42)で示されている話し手志向モダリティの性格を持つと考えられる. 拘束的モダリティと動的モダリティはJ. L. Bybee(1985:166-169)で示されている動作主志向モダリティの性格を持つと考えられる. 山田小枝(1990:41-42)で示されている主語志向モダリティは拘束的モダリティは包含し得るものの, その定義上, 動的モダリティが部分的に除外されてしまうため(動的モダリティに統合されるモーダルな意味のうち, 能力は主語志向モダリティの性格を持つが, 話し手の意志等は主語志向モダリティの性格を持たないため), 適切ではない. また現代朝鮮語は, 人称の変化が用言の語尾形式と呼応せず, 必ずしも文に

主語が表されるわけでもない。これに対し、動作主は文中において形式的に表されている場合は勿論、文中で明示されていない場合でも文脈上把握可能であるため、動作主志向モダリティの方を用いることにする。

モダリティはよく主観的なものであると言われる。言語が話し手を通じて成り立つ現象であるため、極論を言えば言語現象そのものが主観的であるとさえ言い得る。しかしながら、モダリティの中には相対的に、あるものはより主観的であり、あるものはより客観的なものがある。話し手志向モダリティ的性格のものは、話し手の判断や主張等に関与しているため相対的に主観的であると考えられ、また動作主志向モダリティ的性格のものは、動作主が行う動作や状態を示すものであるため相対的に客観的であると考えられる。

4. 先行研究

남기심他(1993:310)では“관형사형의 미래 시제(future tense)는 보통 ‘-(으)ㄴ’에 의해 표시된다(連体形の未来時制は普通‘Ⅱ·ㄴ’によって表示される)”という記述から‘Ⅱ·ㄴ’が時制に関するものとして捉えられていることが分かる。백봉자(1999:167)では‘Ⅱ·ㄴ’が未来時制を表し、後ろに来る名詞に対する推測を表すものとして捉えられている。また油谷幸利他(1993:610)では‘Ⅱ·ㄴ’が未来連体形語尾として設定されており、予定、意図、推測、可能性を表すと述べられている。これらの先行研究は‘Ⅱ·ㄴ’を未来時制に関するものとして見ている。

しかしながら、これら先行研究のように‘Ⅱ·ㄴ’を未来時制を表す語尾として捉えることが正しくないということは、이익섭他(1999:290)による用例を見れば明らかである：

- (4) 이제는 다 자랐을 손자가 보고 싶다. (이익섭他(1999:291))
もうすっかり大きくなったであろう孫が見たい。

用例(4)において、‘자랐을(大きくなったであろう)’は過去の状況を表すものであるため、‘Ⅱ·ㄴ’を未来時制を表す要素として捉える見解に問題があるということが分かる。

上述の‘Ⅱ·ㄴ’を未来時制を表す要素として捉える見解とは異なり、최동주(1998:245-246)では‘Ⅱ·ㄴ’が時制に関する要素としては捉えられず、推測や意志を表す要素として捉えられている。また장경희(1985:127)によれば、‘Ⅱ·ㄴ’と結合する動詞は、予め事件の発生が予想され得るものであるという。すなわち‘Ⅱ·ㄴ’と結合する動詞によって表される動作は予め決定され、反対に‘Ⅱ·ㄴ’と結合しない動詞は、その動詞によって表される動作が予め決定され得ないということであ

る :

(5) *내일 교통사고를 당할 사람이 저 사람이다.

(장경희(1985:126))

明日, 交通事故に遭う人はあの人である.

(6) 내일 교통정리를 할 사람은 저 사람이다.

(장경희(1985:127))

明日, 交通整理をする人はあの人である.

このような考察から장경희(1985:128)では, ‘Ⅱ-ㄷ’によって表される意味は発生予定相(발생 예정상)と呼ばれている. 発生予定相とは 장경희(1985:128)によれば, 進行相(progressive)や完了相(perfective)のように客観的に確認できるものであり, ‘Ⅱ-ㄷ’と結合し得る動詞によって表される動作や事件の発生が予め予定されていることを意味するものである.

上述の ‘Ⅱ-ㄷ’に関する先行研究で提示された見解はどれも豊富な用例に基づいて具体的に考察されたものではない. 豊富な用例を用いて ‘Ⅱ-ㄷ’について分析を試みた先行研究として村田寛(2000)がある. 村田寛(2000:95-101)では, ‘Ⅱ-ㄷ’によって表される意味として次のものが挙げられている: 意志, 当為, 予期, 可能, 能力, 可能性, 推測. 村田寛(2000:113-114)では, ‘Ⅱ-ㄷ’から意志, 当為, 予期, 可能, 能力, 可能性, そして推測といった多様な意味が派生し得るという分析結果に基づき, ‘Ⅱ-ㄷ’は法に関する語尾として捉えられている. 村田寛(2000:113-114)の考察によれば, 話し手が現実に存在していると認識し得る出来事については ‘Ⅱ-ㄷ’は用いられず, 話し手が存在する発話の現場で実際に起きている出来事を ‘Ⅱ-ㄷ’で表すことは出来ない. このような考察結果に基づき, 村田寛(2000:113-114)では ‘Ⅱ-ㄷ’は出来事が話し手が思い描く現実世界においてまだ存在していないということ, すなわち非現実な出来事を表すための法に関する語尾であると捉えられている.⁶⁾

5. 用例の分析

現在, 大韓民国で出版されている文学作品を言語資料として利用し, それら言語資料から本稿の研究対象である ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた文を用例として収集した. < >の中には各用例の出典を示すことにする.

5.1. 分析方法

以下では, 次の4つの問題点に関して考察しようと思う:

- (a) ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節全体として表されるモーダルな意味としてどのようなものがあるのか？
- (b) ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味を決定付ける要因にはどのようなものがあるのか？
- (c) ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味は，モダリティの観点から分析を試みるとどのように把握できるであろうか？
- (d) ‘Ⅱ-ㄷ’ 自体が表す意味とは何であろうか？

このような段階的な考察を行うことにより ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれる連体修飾節が表す意味と ‘Ⅱ-ㄷ’ 自体が表す意味が明確に区別され，混同が生じる危険を避けることができるであろう。

5.2. ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれる連体修飾節によって表される意味

まず以下の用例を見てみよう：

- (7) 그나저나 이 방에서 담배 연기 빠질 날이 없어.
<은희경/행복한 사람은 시계를 보지 않는다>
ともかくこの部屋から煙草の煙が抜けるような日はない。
- (8) 수영복을 사러 갈 때조차 동행하는 P였기에 그녀는 다가올 미래 어디에나 P가 동행할 줄 알았다.
<신경숙 외/제25회 이상문학상 수상작품집>
水着を買いに行く時でさえ同行するPであったので，彼女は迫り来る未来の何処にでもPが同行するであろうと思った。

用例(7)では ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節は，‘빠지다(抜ける)’ という動詞によって表される動作に関するものである。ここでの動作主体は無情物の第三者(‘담배 연기’(煙草の煙))であり，「煙草の煙が抜ける」という叙述内容が実現する可能性(possibility)について言及されているものであると考えられる。用例(7)のように，動作主体が無情物であり非修飾用言が意志性を持っていない場合，また被修飾体言の語彙的な意味が連体修飾節に影響を及ぼさない場合，そして文脈等による外的拘束力が確認されない場合は ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれる連体修飾節によって表されるモーダルな意味は可能性であると言える。

用例(8)の場合は ‘다가오다(迫り来る)’ という動詞によって表される動作の主体は ‘미래(未来)’ という時間概念である。「未来が迫り来る」という潜在的な出来事は実現の可能性がかなり高いと言って良いと

考えられる。したがってこのような場合は, ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれる連体修飾節において蓋然性(probability)が表されると言える。

- (9) 회의에 들어가기 전에 나는 할 일이 있었는데, 119 에 신고도 해야 하고 먼저 나가서 신고도 해주지 않은 경리부의 미스 정을 만나 따지고 화장실에서 행색도 추스르고 잃어버린 구두도 찾아야 하는데, 나는 그 모든 것을 뒤로 미루고 할 수 없이 회의실로 들어갔다. 사람들은 반쯤은 졸고 있었고 나머지 반은 자기가 발표할 자료들을 뒤적이고 있었다.

<김영하/엘리베이터에 낀 그 남자는 어떻게 되었나>

會議に行く前に私はするべきことがあったのだが, 119 に通報もしなければならず, 先に出て行って通報もしてくれなかった経理部のミスチョンに会って問いただし, 化粧室で身なりも整え, 失くしてしまった靴も探さなければならなかったが, 私はその全てのことを後回しにして, 仕方なく会議室に入った. 人々は半分くらい居眠りをしていて, 残りの半分は自分が発表するべき資料をざっと見ていた.

- (10) 우리는 다시 힘을 합쳐 문을 조금 더 열었고 그걸 지지하기 위해 이번에는 영접결에 내 몸을 집어넣고 말았다. 이제 사람 하나가 빠져나갈 공간은 생긴 셈이었다.

<김영하/엘리베이터에 낀 그 남자는 어떻게 되었나>

私たちはまた力を合わせてドアをもう少し開け, それを支持するために今度はとっさに自分の身体を突っ込んでしまった. これで人が一人抜け出て行ける空間ができたわけである.

用例(9)では會議の狀況が描かれており, ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれる連体修飾節では第三者(有情物)による ‘발표하다’ という動詞によって表される動作に関して言及されている. この動作の実現は, 會議という具体的な狀況の下で外的に拘束されていると見なすことができる. したがってこのような場合, ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれる連体修飾節によって義務(obligation)というモーダルな意味が表されると言える. また用例(10)の場合は, ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節では ‘빠져나가다(抜け出て行く)’ という動詞によって表される動作に関して言及されており, この動作は用例(10)の文脈上では, ある設定された具体的な狀況が変化することによって実現されている. したがってこのような場合の ‘Ⅱ-ㄷ’ を含んだ連体修飾節では可能(practicableness)⁷⁾というモーダルな意味が表されると言える.

- (11) 대화는 이런 식이었습니다. 그를 당해낼 재간이 저에겐 도저히 없었어요. 남편은 화를 내지는 않았지만 대신 우울해했습니다.

〈김영하/엘리베이터에 낀 그 남자는 어떻게 되었나〉
 対話はこんな具合でした. 彼に打ち勝つ技量が私にはとうていありませんでした. 夫は腹を立てはしなかったけれども, その代わりに憂鬱がりました.

- (12) “정말 한턱 낼 맘은 있는 거요?”

“있고 말고요. 어떻게 하면 좋을까요?”

〈신경숙 외/제 25 회 이상문학상 수상작품집〉

「本当に奢る気持ちはあるのでしょうか？」

「勿論ありますとも. どうすれば良いのでしょうか？」

さらに用例(11)の‘Ⅱ-ㄷ’を含んだ連体修飾節では話し手の‘당해내다(打ち勝つ)’という動詞によって表される動作について言及されており, その被修飾体言は‘재간(技量)’である. ‘재간(技量)’という体言が持つ語彙的な意味はある人物に内在する力である. よって, この場合, ‘Ⅱ-ㄷ’を含んだ連体修飾節では能力(ability)というモーダルな意味が表されていると思われる. また用例(12)では, ‘한턱내다(奢る)’という動詞句によって表される動作について言及されており, 被修飾体言は‘마음(気持ち)’であるということから話し手が聞き手に動作を行う意志の有無について尋ねているということが分かる. したがってこの場合, ‘Ⅱ-ㄷ’を含んだ連体修飾節では意志(volition)というモーダルな意味が表されていると言い得る.

上記の用例(7)~(12)を見れば分るように, ‘Ⅱ-ㄷ’を含んだ連体修飾節は実際の用例において可能性, 蓋然性, 義務, 可能, 能力, 意志といった多様なモーダルな意味を表し得る.

5.3. ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれる連体修飾節によって表されるモーダルな意味が決定される要因

実際の用例において‘Ⅱ-ㄷ’を含んだ連体修飾節が様々なモーダルな意味を表し得るということについては上で述べた. ここでは, 実際の用例において‘Ⅱ-ㄷ’を含んだ連体修飾節によって表されるモーダルな意味が, どのようなものになるかという問題に大きく関わるとと思われる要因について考えてみよう.

- (13) 까탈스러운 양장점 여자손님들 비위를 맞춰본 언니의 말씀씨는 계속해서 내 환심을 살 기회를 찾아낸다.

<은희경/새의 선물>

気難しい洋装店の女性客達のご機嫌を取った姉さんの話術は続けざまに私の歡心を買う機会を見出した。

- (14) 이제 그 일에 대해 얘기할 차례군요. 그렇죠? 당신들이 나를 부른 건 결국 그 이유 때문일 테니 말이에요.

<정이현 외/2004 이효석문학상 수상작품집>

今やそのことについて話す順番なんですね. そうでしょう? あなた達が私を呼んだのは結局はそのためでしょうに.

- (15) 살아 있는 모양이었다. 하지만 그를 구해낼 힘도 시간도 없었다.

<김영하/엘리베이터에 낀 그 남자는 어떻게 되었나>

生きているようであった. しかし彼を救い出す力も時間もなかった.

- (16) “다른 여자라면 몰라도 제가 영옥 씨를 양보한다는 게 말이 됩니까? 기합 받을 각오를 하고 딱 잘라 이렇게 말했죠. 안 됩니다. 병장님. 영옥 씨는 목숨을 바칠 애인입니다, 라고요.”

<은희경/새의 선물>

「他の女であればいざ知らず, 私がヨン옥さんを譲るということが道理に合うのでしょうか? 制裁を受ける覚悟をしてこのようにきっぱりと言い切りましたよ. いけません, 兵長殿. ヨン옥さんは私の命をささげる恋人です, とね. 」

用例(13)の場合, ‘Ⅱ·ㄷ’が含まれた連体修飾節は, 可能というモーダルな意味を表していると言える. ここでは被修飾体言である ‘기회(機會)’ という名詞が持つ語彙的な意味, すなわち「ある外的な条件によって動作が実現される時期」という意味が, ‘Ⅱ·ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味を決定付ける要因として働いていると考えられる. そして用例(14)の場合は, ‘Ⅱ·ㄷ’が含まれた連体修飾節では義務というモーダルな意味が表されていると思われる. ここでは ‘얘기하다(話す)’ という動詞によって表される動作を動作主である話し手が人前で行わなければならないという具体的な状況が外的な拘束力を持っていると考えられる. この外的拘束力を持った具体的な状況をもたらす要因となるものが被修飾体言である ‘차례(順番)’ であると思われる. このように用例(14)では外的な拘束力が話し手に「話す」という動作を義務的に行わさせているのである. また用例(15)の場合, ‘Ⅱ·ㄷ’が含まれた連体修飾節では能力, または可能というモーダルな意味が表されている. この場合も用例(14)と同様に具体的な状況が外

的な拘束力を持っていると考えられる。さらにそれに加えて, ‘힘(力)’という被修飾体言が表す語彙的な意味は, 動作主に動作を実現させるための内的な能力を示しており, また ‘시간(時間)’という被修飾体言が表す語彙的な意味は, 外的な拘束力として動作主である話し手が行う ‘구해내다(救い出す)’という動詞によって表される動作の実現の可否に関して働いていると捉えられる。用例(16)の場合は, ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって意志というモーダルな意味が表されている。この場合は修飾用言である ‘바치다(ささげる)’の語彙的な意味が ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味を決定付ける要因になると考えられる。‘바치다(ささげる)’のような意志動詞⁸⁾が ‘Ⅱ-ㄷ’を取り得る場合, ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味が意志である傾向が若干あるようである。しかし ‘Ⅱ-ㄷ’を取り得る動詞が意志動詞である場合でも, 必ずしも ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって意志というモーダルな意味が表されるとは限らない。例えば用例(9)では修飾用言は ‘발표하다(発表する)’という意志動詞ではあるが, この場合は意志ではなく義務というモーダルな意味が表されている。このような用例を見れば分かるように, 幾つかの要因が重なり合って複雑な様相を呈しているのである。

上で述べたことを考慮すれば, ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味を決定付ける要因として次の3つが考えられる: 1)動作主が行う動作の実現の仕方に影響する「被修飾体言の語彙的な意味」, 2)動作主が行う動作の実現の仕方を外的に拘束する「文脈もしくは具体的な状況」, 3)動作主が行う動作の実現の仕方に影響する「修飾用言の語彙的な意味」。上で示した用例のうち, 用例(11), (12), (13), (14)では「被修飾体言の語彙的な意味」が, また用例(9), (10)では「文脈もしくは具体的な状況」が, 用例(15)の場合は「被修飾体言の語彙的な意味」と「文脈もしくは具体的な状況」が, そして用例(16)では「修飾用言の語彙的な意味」がそれぞれ ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味がどのようなものになるかに影響を及ぼす主要な要因となっていると考えられる。

5.4. モダリティの観点からの分析

5.2および5.3で述べたように, ‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節は可能性, 蓋然性, 義務, 可能, 能力, 意志といった様々なモーダルな意味を表し得る。‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるそれぞれのモーダルな意味についてモダリティの観点から分析する前に, 可能性と可能という2つの術語について説明しなければならないであろう。可能性は言表内容, すなわち語られる事象に対する話し手の判断形式の1

つであり、蓋然性および確実性と共に段階的な確実さの度合いを示すものであるため、山田小枝(1990:41-42)で述べられている話し手志向的なものであると言える。一方、可能は語られる事象の参加者、すなわち動作主や非動作主と動詞によって表される動作との間の関係を表すものであり、これは意志や義務といったモーダルな意味と同様にJ. L. Bybee (1985:166-169)で述べられている行為者志向的なものであると言える。したがって可能性と可能という術語は異なる概念であり、明確に区別されなければならない。

本稿では可能性、蓋然性、義務、可能、能力、意志を‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味と見なす。これらのモーダルな意味について、機能=意味論範疇の1つであるモダリティの観点から分析すると、可能性および蓋然性は認識的モダリティに、義務および可能は拘束的モダリティに、能力および意志は動的モダリティにそれぞれ統合され得る。これを表にして示すと以下のようなになる：

【表4】 ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味とモダリティの関係

	‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味	モーダルな意味が統合されるモダリティの種類
話し手志向的	可能性/蓋然性	認識的モダリティ
動作主志向的	義務/可能	拘束的モダリティ
	能力/意志	動的モダリティ

5.5. ‘Ⅱ-ㄷ’ 自体が表す意味

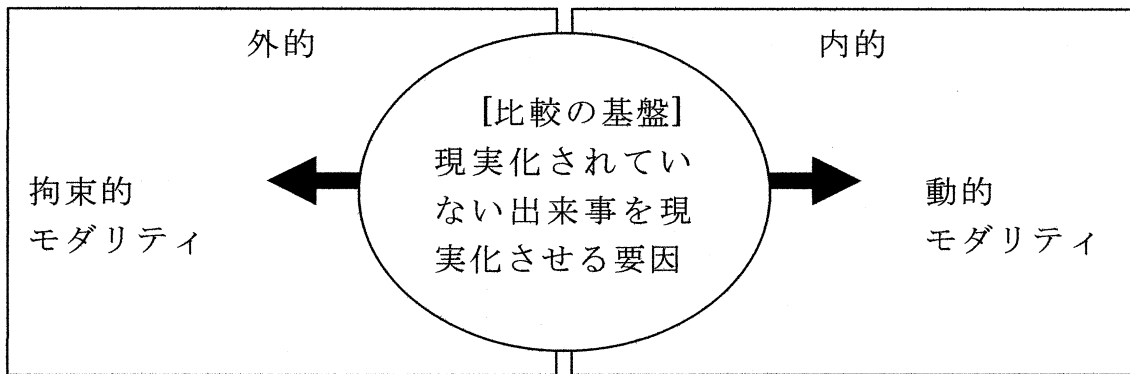
上記の【表4】で示した‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味が、それぞれ統合される3つのモダリティのうち、拘束的モダリティと動的モダリティはいずれも現実化されていない潜在的な出来事に関わるものである。拘束的モダリティは現実化されていない潜在的な出来事を現実化させるための要因が動作主にとって外的なものであり、反対に動的モダリティは内的なものである。これら2つのモダリティは、潜在的な出来事を現実化させる要因という観点から見れば、相反する性質を持つものであると言える。このことに関して、N. S. トゥルベツコイ(1980:74)による対立(opposition)の概念を用いて言い換えれば、拘束的モダリティと動的モダリティは現実化されていない出来事を現実化させる要因という共通の特徴、すなわち比較の基盤(a base of comparison)を基点として、その要因が外的であるのか、内的であるのかを表す指示的な関係(deictic relation)を成すと言える。これを図で示

すと以下の【図1】のようになる。

それにもかかわらず、これら相反する2つのモダリティにそれぞれ統合される義務，可能，能力，意志というモーダルな意味が，‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるという事実は，興味深いことである。

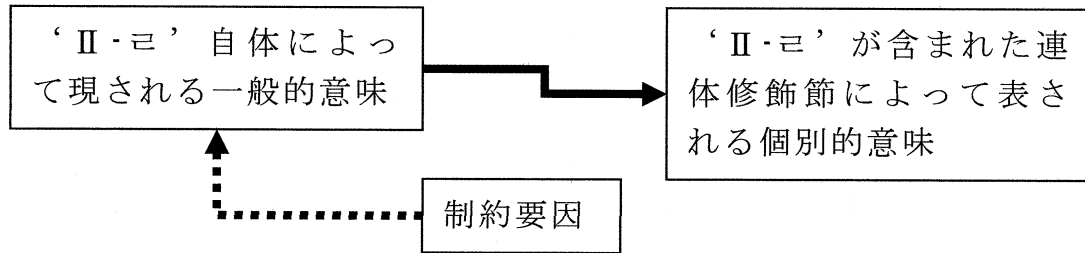
また5.3で述べたように，‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味が，義務，可能，能力，意志である場合，その意味の決定に「被修飾体言の語彙的な意味」，「文脈あるいは具体的状況」，「修飾用言の語彙的な意味」といった要因が大きく関連するというのも興味深い。

【図1】 拘束的モダリティと動的モダリティの関係



以上のような考察結果から次のように考えることができる。すなわち，‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味のうち義務，可能，能力，意志といったモーダルな意味は，上記の3つの要因によって‘Ⅱ-ㄷ’それ自体が持つ本来の意味が制約を受けたものであると考えられる。このことをJu. S. マスロフ(1992:14-15)による術語を借りて換言すれば，‘Ⅱ-ㄷ’が含まれた連体修飾節が表す義務，可能，能力，意志といったモーダルな意味は，‘Ⅱ-ㄷ’それ自体が持つ本来の意味，すなわち‘Ⅱ-ㄷ’によって表される一般的意味(*general meaning*)が「被修飾体言の語彙的な意味」，「文脈もしくは具体的状況」，「修飾用言の語彙的な意味」によって制約を受けた結果，二次的に現れる個別的意味(*particular meaning*)であると言える。この過程をは次のように図示することができる：

【図2】 ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節によって表される個別的意味の成立過程



※1 [制約要因]:

- 「被修飾体言の語彙的な意味」
- 「文脈もしくは具体的状況」
- 「修飾用言の語彙的な意味」

※2 [‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節によって表される個別的意味]:

- 義務, 可能, 能力, 意志

では次に ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味が可能性, 或いは蓋然性である場合について考えてみよう. 【表4】で示したように, 可能性および蓋然性は認識的モダリティに統合されるものである. 以下の用例(17)では可能性が, 用例(18)では蓋然性が ‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節によって表されている:

(17) 알고 싶은 것을 다 알았다고 해도 진모의 여자 문제가 달라질 것은 눈곱만큼도 없는 일이었다.

〈양귀자/모순〉

知りたいことを全て知ったと言っても, 진모의女性問題が変わるようなことはこれっぽっちもないことであった.

(18) 그 옛날 왼쪽 아랫잇몸에 비뚤게 난 사랑니를 뽑다가 마취가 풀려버렸을 때처럼 곧 깨 꿈 같다.

〈정이현 외/2004 이효석문학상 수상작품집〉

その昔, 左下の歯茎にゆがんで生えた親知らずを抜こうとしてたら麻酔が切れてしまった時のように, すぐ覚める夢のようである.

‘Ⅱ-ㄷ’ が含まれた連体修飾節が可能性, 或いは蓋然性を表す場合は, 上で示した3つの制約を受けないのである. 勿論, 例えば被修飾体言として ‘가능성(可能性)’ や ‘확률(確立)’ といった名詞が現れた場合,

‘Ⅱ·ㄷ’が含まれた連体修飾節はモーダルな意味として可能性を表すのであるが(用例(19)および(20)), この場合は制約を受けたと言うよりも, ‘Ⅱ·ㄷ’それ自体が持つ本来の意味と被修飾体言の持つ語彙的な意味が相性良く組み合わせられたものと考えられる:

(19) 그가 사진 속의 남자를 알아볼 가능성은?

彼が写真の中の男を見分ける可能性は?

〈추리문학연구회/2005 오늘의 추리소설〉

(20) 사진 속의 남자를 알고 있는 사람이 이 유인물을 볼 확률은 얼마나 될까?

写真の中の男を知っている人がこのプリントを見る確率はどれくらいになるだろうか?

〈추리문학연구회/2005 오늘의 추리소설〉

よって可能性および蓋然性のように話し手の認識, 或いは判断を表すものがまさに‘Ⅱ·ㄷ’それ自体が持つ本来の意味, すなわち‘Ⅱ·ㄷ’が表す一般的な意味であると思われる。

6. おわりに

以上のような考察結果から, ‘Ⅱ·ㄷ’が持つ法的価値について考えて見れば, まず‘Ⅱ·ㄷ’によって表されるモーダルな意味は全て非現実性(irrealis)⁹⁾という性格を持っている. というのも, 可能性や蓋然性は, 言表内容に関する話し手の認識の度合いを示すものであり, 陳述される内容が, 現実のものとして必ずしも実現されるというものではないため, この点において, 可能性と蓋然性は非現実的な性格を帯びていると言い得る. また, 義務, 可能, 能力, 意志というのは, まだ実現されていない当該の動作の実現の仕方が問題となるわけであり, この点から見れば, 潜在的な動作というものは非現実的な性格を持っている. したがって, ‘Ⅱ·ㄷ’が含まれた連体修飾節において示される出来事は, 部分的, 或いは全的に現実的なものではないと見なされるということである. この結論は本稿が‘Ⅱ·ㄷ’についての先行研究である村田寛(2000:113-114)による見解を支持するという意味である.

本稿は, ‘Ⅱ·ㄷ’が含まれた連体修飾節によって表されるモーダルな意味について, 機能=意味論的なカテゴリーの1つであるモダリティの観点から分析を行っている. ‘Ⅱ·ㄷ’に対する形態論的な観点からの分析はまた別の論考で試みたいと思っている. 法という文法範疇を表す形態素として‘Ⅱ·ㄷ’を認めるためには, 現代朝鮮語に存在する別の連体形語尾(Ⅰ·는, Ⅰ·던, Ⅱ·ㄴ)と機能=意味論的側面で比較の基盤を

持ち, 形態論的に体系的な対立の構造を成すということを立証しなければならない. これらの課題については, 今後より多くの言語資料を用いて慎重に分析を試みるつもりである.

《註》

- 1) 本稿において I, II, III はそれぞれ第 I 語基, 第 II 語基, 第 III 語基であることを意味する. 語基については菅野裕臣(1981)を参照.
- 2) 法およびモダリティ(modality)に関するより詳しい説明は3章にてする. しかしながらここで述べておかなければならないことがある. それは本稿において 'mood' という術語を用いず, 'mode' という術語を用いるということである. 'mood' という術語が持つ本来の意味は「気持ち」, 或いは「精神」であり, 'mode' という術語が持つ本来の意味は「尺度」である. 仏語のような言語を見ればよく分かるように, 法とは決して気分や気持ちを表す文法範疇(grammatical category)(形態論的範疇(morphological category))ではなく, 現実と発言内容とを比較し, 話し手が発言内容をどのように捉えるかを表す形態論的範疇である. したがって本稿では 'mood' という術語を用いず, 'mode' という術語を徹底して用いることにする.
- 3) 終止形語尾とは文末および動詞 '하다' 等の前に来られる形のことである. 菅野裕臣他(1991:1022)を参照.
- 4) 分析的な形に関する説明は菅野裕臣他(1991:1018)を参照. 分析的な形とは異なり, 1単語内の色々な文法的な形は総合的な形(synthetic forms)と呼ばれる. E. ヘンチェル他(1994:89-90)によると, 「総合的(synthetic)」対「分析的(analytic)」という概念を言語記述に導入した人物は A. V. Schlegel(1767-1845)である.
- 5) 法とモダリティに関する別の見解もある. そのような例として 장경희(1985:8-14)がある. 장경희(1985:8-14)では語尾 'I-겠-, I-더-, I-네, I-구나, I-지' は様態素(양태소)と呼ばれ, これらが包括的に扱われるものとして様態範疇(양태 범주)が設定されている. この様態範疇とは, 用言の文法範疇であり, 様態と関連性のあるものである. すなわち, 장경희(1985:8-14)による見解では, 法とは別途の新しい文法範疇として様態範疇が設定されているわけである. これと似たような見解は 배진영(2001:147), 이남순(1995:11)にも見られる. 本稿ではこのような見解とは異なり, 法とは別途の文法範疇としての様態範疇は設定しない.
- 6) ここで言う現実世界とは, 言語外現実としての客観的な現実ではなく, 話し手が思い描く現実世界のことを言う. したがって話し手が思い描く現実世界が言語外現実としての現実世界と異なることもある. 村田寛(2000:123)を参照.
- 7) 可能(practicableness)という術語についていくつか説明しておかなければならない. この術語に関しては F. R. Palmer(2001)においては言及されておらず, 本稿において筆者が用いているものである. ある動作の実現可否に関する要因として, 主として2つのものが考えられる. 1つは動作主(agent)にとって内的な要因であり, もう1つは外的な要因である. 例えば, 露語においては《уметь》「…することができる, …する能力がある」と《мочь》「…することができる」という違いがある. 前者は, 習得して得た結果として, 動作が実現する場合に用いられ(例: Мой сын уже умеет читать и писать.(うちの息子はもう読み書きができる.)), また後者は, それ以外の場合に用いられる(例: Вы можете немного подождать?(ちょっと待って頂けますか?)) (露語の用例については米重文樹(1994:145, 349)を参照.). このような例からも分るように, 能力(ability)と可能は区別されなければならない. なお, 可能という術語の英語訳として 'practicableness' を用いたが, この件については再検討の余地があると思われる.
- 8) 命令形語尾, 勧誘形語尾, 意志形語尾を取り得る動詞は意志動詞, そうでない動詞は無意志動詞と呼ばれる. 菅野裕臣(1995:5.1,6.1)を参照.
- 9) 非現実性(irrealis)とは想像を通じて認識が可能な思考の領域内に存在するものとして状況を描写するものを指す. F. R. Palmer(2001: 1-3)を参照.

《参考文献》

(日本語で書かれたもの)

- 尾上圭介(2001), 『文法と意味 I』, くろしお出版, 東京.
- 菅野裕臣(1981), 『朝鮮語の入門』, 白水社, 東京.
- 菅野裕臣(1995), 「朝鮮語語彙のクラスをめぐって」, 『朝鮮文化研究』第2号, 東京大学文学部朝鮮文化研究室紀要, 東京.
- 菅野裕臣(2001), 「朝鮮語ムード小考」, 2001年度神田外语大学言語研究演習講義資料, 未公刊.
- 菅野裕臣他(1991), 『コスモス朝和辞典(第2版)』, 白水社, 東京.
- 倉田清(1995), 『仏文和訳の方法: 条件法・接続法マスター』, 大修館書店, 東京.
- 野間秀樹(1988), 「〈하겠다〉の研究: 現代朝鮮語の用言のmood形式をめぐって」, 『朝鮮学報』第129輯, 朝鮮学会, 天理時報社, 奈良.
- 村田寛(2000), 「現代朝鮮語の〈-고〉連体形について」, 『朝鮮学報』第175輯, 朝鮮学会, 天理時報社, 奈良.
- 山田小枝(1990), 『モダリティ』, 同学社, 東京.
- 油谷幸利他(1993), 『朝鮮語辞典』小学館, 東京.
- 米重文樹(1994), 『パスポート初級露和辞典』, 白水社, 東京.
- E. ヘンツェル他(1994), 『ハンドブック 現代ドイツ文法の解説』, 西本美彦他(訳), 同学社, 東京(E. Hentschel/ H. Weydt(1990), *Handbuch der deutschen Grammatik*, Walter de Gruyter, Berlin/ New York).
- Ju. S. マスロフ(1992), 「スラブ諸語アスペクト論の基本的な概念と術語の体系」, 『学習院大学東洋文化研究所調査研究報告No.35: 動詞アスペクト論について(II)』, 菅野裕臣(訳), 学習院大学東洋文化研究所, 東京(Ю.С.Маслов(1965), Система основных понятий и терминов славянской аспектологии).
- N. S. トウルベツコイ(1980), 『音韻論の原理』, 長嶋善郎(訳), 岩波書店, 東京(N. S. Trubetzkoy(1958), *Grundzüge der Phonologie*, Vandenhoeck & Ruprecht in Göttingen).
- R. ヤーコブソン(1973), 「転換子と動詞範疇とロシア語動詞」, 『一般言語学』, 川本茂雄(監修), 田村すゞ子他(訳), みすず書房, 東京(R. Jakobson(1957), *Shifters, Verbal Categories, and the Russian Verb*, Russian Language Project, Department of Slavic Languages and Literatures, Harvard University).

(朝鮮語で書かれたもの)

- 고영근(1986), “敍法과 樣態의 相關關係”, 國語學新研究, 탐출판사, 서울.
- 남기심他(1993), 표준 국어문법론, 탐출판사, 서울.
- 민현식(1990), “국어의 시상과 시간부사: 시제, 상 서법의 3원적 해석론”, 국어교육 제69호, 한국어교육학회, 서울.
- 배진영(2001), “국어 관형절 시제에 대하여”, 이중언어학 제 18호, 이중언어학회, 서울.

-
- 백봉자(1999), *외국어로서의 한국어 문법 사전*, 연세대학교 출판부, 서울.
- 이남순(1995), *국어의 syntagm과 paradigm을 위하여: 시제, 상, 서법의 범주를 심으로*, 국어학 제25호, 국어학회, 서울.
- 이익섭他(1999), *국어문법론강의*, 학연사, 서울.
- 장경희(1985), *現代國語의 樣態範疇 研究*, 탐출판사, 서울.
- 최동주(1998), “시제와 상”, 이익섭 선생 회갑 기념 논총 문법 연구와 자료, 태학사, 서울.

(英語で書かれたもの)

- F. R. Palmer(2001), *Mood and Modality Second edition*, Cambridge University Press, Cambridge.
- J. L. Bybee(1985), *Morphology : A study of the relation between meaning and form*, John Benjamins Publishing Company, Amsterdam/Philadelphia.

《言語資料》

- 김영하(1999), “엘리베이터에 낀 그 남자는 어떻게 되었나”, ㈜문화과지성사, 서울.
- 신경숙 외(2001), “2001 년도 제 25회 이상문학상 수상작품집”, 문화사상사, 서울.
- 양귀자(1998), “모순”, 살림출판사, 서울.
- 은희경(1995), “새의 선물”, 문학동네, 서울.
- 은희경(1999), “행복한 사람은 시계를 보지 않는다”, 창작과비평사, 서울.
- 정이현 외(2004), “2004 이효석문학상 수상작품집”, 도서출판 해토, 서울.
- 추리문학연구회(2005), “2005 오늘의 추리소설”, 산다슬, 서울.

현대 한국어에 있는 관형사형 어미 ‘-ㄴ’ 소고

高地朋成

호남대학교 인문사회대학 일본어학과

본고는 현대 한국어에 있는 관형사형 어미 ‘-ㄴ’에 대한 고찰을 시도한 것이며 그에 관한 중간 보고이다.

‘-ㄴ’이 포함된 관형절로써 나타나는 양태적 의미(modal meaning)에 대하여 양태(modality)의 관점에서 분석을 하였다. 그 결과에 근거하여 본고는 다음과 같은 견해를 제시한다:

(1) ‘-ㄴ’이 포함된 관형절은 가능성(possibility), 개연성(probability), 의무(obligation), 가능(practicableness), 능력(ability), 의지(volition)의 양태적 의미를 나타낼 수 있다.

(2) 이들 양태적 의미들 중 의무, 가능, 능력, 의지는 ‘-ㄴ’ 자체가 가지는 본래의 뜻(일반적 의미(general meaning))이 어떤 제약을 받아 나타난 이차적인 뜻(개별적 의미(particular meaning))이라 생각할 수 있다.

(3) ‘-ㄴ’이 포함된 관형절이 가능성이나 개연성을 나타낼 경우 아무런 제약도 받지 않으므로 이들을 ‘-ㄴ’ 자체가 가지는 일반적 의미라 볼 수 있다.